

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和5年4月28日

埼玉県学力・学習状況調査の誤った調査結果の返却について

1 概要

令和4年度に実施した「埼玉県学力・学習状況調査（以下、「県学調」という。）」において、県内公立中学校1校が2年生（30名）に返却した個人結果票に記載された内容の一部に誤りがあった。

本調査は、小学校4年生から中学校3年生までを対象に毎年実施しており、個人結果票には当該児童生徒の学力のレベルを36段階に分けた表の中で示している。

令和4年度に実施した中学校2年生時の調査結果は本人のものであるが、令和3年度以前の結果（小学校4年生～中学校1年生）は、別の生徒の調査結果が記載された個人結果票であった。

（詳細は別紙参照）

2 原因

当該学校において、令和4年度の調査に向けて県学調の個人番号（受検番号）の管理表を作成する際、令和3年度に使用していた個人番号に、誤って他の生徒の名前を記載した管理表を作成してしまった。

そのため、当該生徒が令和3年度と異なる個人番号で、令和4年度の調査を受検してしまったことで、個人結果票に他の生徒の調査結果が記載されることとなった。

3 学校での対応

当該学校では、誤りのあった30名の生徒とその保護者に対して、修正した個人結果票を手渡し、謝罪を行った。

4 再発防止策

県では、このことを踏まえ、各市町村教育委員会に対し、令和5年度調査の実施において、県が示す確認手順に基づき個人番号の誤り防止の徹底を図るよう通知する。さらに、令和6年度以降の調査に向け、ヒューマンエラーをなくすためのシステム化を検討していく。